

## ○生徒実習実施要綱(平成22年4月1日施行 長野県総合教育センター)

### 1 目的

高等学校での実習が困難な応用的・先進的な教材や、ICT・産業用機器を用いた学習の場を提供し、体験を伴う実習を通して、生徒の学習意欲や学力の向上など学習効果を高めることを目的とする。

### 2 対象

長野県内の県立高等学校の生徒を対象とし、教科・科目と関連した学級単位、講座単位、コース単位で実施する。

### 3 実習場所

長野県総合教育センター（以下「センター」という。）

### 4 実習期間等

年度ごとにセンターが別に示す「生徒実習年間計画表」のとおりとする。

### 5 実習内容等

年度ごとにセンターが別に示す「生徒実習テーマ一覧表」のとおりとする。  
ただし、企業実習については別に定める。

### 6 実習旅費

旅費は、実施校の負担とする。

### 7 実習の申込み及び許可

高等学校長は、実習計画をとりまとめ、実習申込書（様式は別に定める。）に必要事項を記入して、センター所長あてに申し込む。センター所長は、実習申込書に基づいて生徒実習の許可又は不許可を決定し、関係高等学校長に通知する。

### 8 宿泊実習

宿泊施設の利用に関しては、「生徒実習又は学習合宿における宿泊施設利用要領」による。

### 9 実習の変更

高等学校長は、実習を変更する場合は、再度実習申込書（様式は別に定める。）に必要事項を記入してセンター所長あてに申し出る。

### 10 実習の取り消し

高等学校長は、実習を取り消す場合は、センター所長あてに申し出る。

### 11 その他

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の適用対象であること。  
また、この要綱に定めるもののほか、実習に際し必要な事項はセンター所長が別に定める。

(平成29年4月1日一部改定)